

## 横浜市港湾局熱中症対策に資する現場管理費補正の試行（事後計上）について

横浜市港湾局

令和6年6月3日

### 1 試行対象工事

本試行にあたっては、全ての港湾関係の土木工事のうち下記(1)～(2)に該当する場合、試行対象工事とする。ただし、管内一円工事は対象外とする。

#### (1) 適用範囲

契約日が令和6年4月1日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とする。

#### (2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事とする。また、主たる工種が屋内作業の場合であっても、空調設備がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

なお、工場製作工を含む工事は当該期間を対象期間から除くものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 真夏日

・真夏日とは最寄りの気象庁の観測地点における5月から10月までの日最高気温が30度以上の日とする。

・真夏日の日数の算出においては、5月から10月までの各月毎の直近過去3ヶ年（公告日の暦年前3ヶ年）の平均日数（小数3位四捨五入）を使用する。

・真夏日の対象とする期間は工事着手日から15日間、完成期限末10日間を除くこととする。

・真夏日の対象期間が、15日/月以上あれば、月の平均日数の1/2（小数3位四捨五入）を計上する。

#### (2) 工事着手日

工事着手届に記載の着手年月日とする。

#### (3) 完成期限

契約工期最終日とする。

#### (4) 工期

工事着手日から工事の完成期限までの期間とする。ただし、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 3 熱中症対策補正率の計算方法

熱中症対策補正率（%）<sup>※1</sup>＝真夏日率×熱中症対策補正係数<sup>※2</sup>

真夏日率＝真夏日の日数÷工期

※1 熱中症対策補正率（%）は小数点以下3位を四捨五入とする。

※2 熱中症対策補正係数：1.2

<計算例>

- ・契約日：令和6年6月10日、工事着手日：令和6年6月17日、  
完成期限：令和7年2月21日の場合
- ・横浜地方気象台における過去3ヶ年（令和3年から令和5年の3ヶ年）の真夏日の平均日数

5月	6月	7月	8月	9月	10月
0.33	4.67	23.33	25.67	9.33	0.33

・工期

令和6年6月17日（工事着手日）から令和7年2月21日（完成期限）まで = 244日

※年末年始6日間を除く。

・真夏日の対象期間

令和6年6月17日（工事着手日）から15日後の … 令和6年7月2日から

令和7年2月21日（完成期限）から10日間を除く … 令和7年2月11日まで

・真夏日の日数

7月は、15日以上あるため1/2ヶ月分、8月から10月は各1ヶ月分が対象

$23.33 \times 1/2$ （7月） +  $25.67$ （8月） +  $9.33$ （9月） +  $0.33$ （10月） =  $47.00$ 日

※7月分 …  $23.33 \times 1/2 = 11.67$ （小数3位四捨五入）

・真夏日率の算定

真夏日の日数（47.00日）÷工期（244日） =  $0.19$ （小数3位四捨五入）

・熱中症対策補正率の算定

真夏日率（0.19）×熱中症対策補正係数（1.2） =  $0.23$ （小数3位四捨五入）

#### 4 積算方法

##### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

##### (2) 現場管理費

対象純工事費 × ( (現場管理費率) + (補正率<sup>※3</sup> + 熱中症対策補正率) <sup>※4</sup> )

※3 港湾請負工事積算基準における「施工時期、工事期間等の補正」をさす。

※4 港湾請負工事積算基準における「施工時期、工事期間等の補正（積雪寒冷地、緊急工事）」と「熱中症対策補正」との重複もあわせて補正率は2%を上限とする。

#### 5 その他

その他、本試行に記載のない事項については受発注者間で協議を行い、定めるものとする。